

店頭 CFD 取引状況

<統計の目的>

協会員が行う店頭 CFD 取引（有価証券に係るものに限ります）について、その取引の規模を統計的に把握することにより、市場の透明性の向上や市場参加者への有用な情報の提供に資する等の観点から、店頭 CFD の取引状況を公表しています。

<用語の定義>

・「CFD 取引」とは、Contract For Difference の頭文字を取ったもので、少額の証拠金を預託し、有価証券や有価証券指数などを対象資産・指数として取引する差金決済取引のことをいいますが、本統計上の店頭 CFD 取引とは、本協会の自主規制規則「CFD 取引に関する規則」（以下「CFD 規則」という。）に基づくものであり、次のイからニまでの要件すべてに該当する取引のうち、取引所によらずに相対で行う取引をいいます。

イ 金融商品取引法に規定される先渡取引又は先物取引であること

ロ 協会員が個人を相手方として行う取引であること

ハ 約定価格と決済価格の差に基づいて差金決済を行う取引であって、金融商品の授受を行わないものであること

ニ 取引所に上場している限月のある一般的な先物取引（日経 225 先物、TOPIX 先物等）に該当しないもの

※定義については、分かりやすく簡略化して記載しております。定義の詳細等について詳しく知りたい場合には、CFD 規則をご参照ください。

<作成方法>

協会員における、毎年4月～9月及び10月～翌年3月に取り扱った店頭 CFD 取引（媒介等を含む）の状況についての報告を基に、集計しています。

※特別会員については、登録金融機関業務に係る取扱いについてのみ報告を求めています。

<利用上の注意>

・取引件数・金額は、CFD 規則に基づき、①個別株関連、②株価指数関連（株価指数に連動する ETF を含む。）、③債券関連、④その他有価証券関連（①～③以外の店頭 CFD 取引）の4つの取引類型に区分し、集計しています。

・取引金額は、想定元本ベース（約定価格×取引単位×数量）としています。

・取引残高は、買建玉及び売建玉のグロスの残高としています。

- ・証拠金等残高、取引金額は、百万円単位となります。
- ・外貨建取引の換算方法について、残高は報告基準日（3月末及び9月末）現在の為替レートにより、また、取引金額は各月において適切な為替レートにより日本円に換算して集計しています。
為替レートについては、「外国為替の取引等の報告に関する省令」第35条第2号に基づく為替レート（いわゆる報告省令レート）、又は各社において実務上利用している社内レート（記帳レート）が市場レートに近い場合は当該レートにより換算しています。
- ・有価証券（みなし有価証券を除く）を対象とした取引が集計対象となりますので、商品 CFD は集計対象外となります。
- ・店頭 CFD 取引が集計対象となりますので、取引所に上場する CFD 取引は集計対象外となります。

<公表時期>

原則として毎年4月及び10月の最終営業日に、本協会ホームページにて公表いたします。

<お問い合わせ先>

市場統計業務室（TEL:03-6665-6774）

この解説資料は、本協会が提供している統計情報を一般の皆様が利用するに当たり、統計情報に用いられている用語等について理解を進めるための一助として分かりやすく説明したものであり、必ずしも法令・諸規則等における定義等に基づくものではありません。